

日吉台学区自治連合会会則施行規則の改正について

01/6/15 事務局

平成 31 年度日吉台学区自治連合会総会議案第 4 号の議決承認に伴い、会則第 44 条の規定に基づき会則施行規則を次のとおり改正する。

| 日吉台学区自治連合会会則施行規則 改正案 旧規約対照表   |  |  |
|---|--|--|
| 現行  | 改正案  |  |
| <p>日吉台学区自治連合会会則施行規則<br/>平成 12 年 2 月 19 日 制定<br/>平成 14 年 5 月 12 日 全部改正</p> <p>1 第 6 条（会費）関係<br/>本会の会費は、毎年度 4 月 1 日において会員の属する 1 世帯につき、年額 400 円とする。</p> <p>2 会費及び事業分担金等の納入<br/>各自治会は、本会の予算の定めるところにより、次に掲げる会費及び事業分担金等を会員から受領し、自治連合会に納入しなければならない。</p> <p>(1) 会則第 6 条に定める会費<br/>(2) 事業分担金<br/>(3) 関連団体への補助金<br/>(4) 負担金及び寄付金</p> <p>3 第 33 条（資産の構成）関係<br/>第 1 号の別に定める財産目録は、日吉台コミュニティ基金規約第 4 条に定める資産とし、毎年度末において作成しなければならない。</p> <p>4 第 34 条（資産の管理）関係</p> | <p>日吉台学区自治連合会会則施行規則 改正案<br/>平成 12 年 2 月 19 日 制定<br/>平成 14 年 5 月 12 日 全部改正<br/>令和 年 月 日改正</p> <p>1 第 6 条（会費）関係<br/>本会の会費は、毎年度 4 月 1 日において会員の属する 1 世帯につき、年額 2000 円とする。</p> <p>2 会費及び事業分担金等の納入<br/>各自治会は、本会の予算の定めるところにより、次に掲げる会費及び事業分担金等を会員から受領し、自治連合会に納入しなければならない。</p> <p>(1) 会則第 6 条に定める会費<br/>(2) 事業分担金<br/>(3) 関連団体への補助金<br/>(4) 負担金及び寄付金</p> <p>3 項から 7 項を削除</p> | <p>総会議決事項</p> <p>予算承認済<br/>現状の会費にあ<br/>わせませす。</p> <p>総会で解散が議<br/>決されたことか<br/>ら 3 項から 7 項<br/>を削除し、項数<br/>を繰り上げる。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>ただし書きによる資産は、日吉台コミュニティ基金規約に定めるところにより、日吉台コミュニティ基金管理委員会が管理する。</p> <p>5 第 35 条（資産の処分）関係</p> <p>別に総会において定めるものは、日吉台コミュニティ基金規約第 4 条第 1 項に掲げる不動産及び第 2 項第 1 号に掲げる動産とする。</p> <p>6 第 38 条（事業報告および決算）関係</p> <p>事業報告および決算は、毎年度通常総会に提出することを通例とする。</p> <p>7 日吉台コミュニティ基金規約（昭和 61 年 4 月 6 日制定）</p> <p>日吉台コミュニティ基金規約の改廃は、総会の議決による。</p> <p>8 専決処分</p> <p>会則又はこの施行規則において総会の議決によるとされている事項について、緊急を要し総会を開催する暇がないときは、会則の改正、資産の処分等重要なものを除き、役員会の専決処分により処理し、直近の総会の承認を得るものとする。</p> <p>9 改 廃</p> <p>この施行規則の改廃は、総会の議決による。</p> <p>10 その他</p> <p>会則及びこの施行規則に定めるもののほか、会則又はこの施行規則の施行または本会の運営のため必要とする事項は、役員会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この施行規則は、会則施行の日から施行する。</p> | <p>3 専決処分</p> <p>会則又はこの施行規則において総会の議決によるとされている事項について、緊急を要し総会を開催する暇がないときは、会則の改正、資産の処分等重要なものを除き、役員会の専決処分により処理し、直近の総会の承認を得るものとする。</p> <p>4 改 廃</p> <p>この施行規則の改廃は、総会の議決による。</p> <p>5 その他</p> <p>会則及びこの施行規則に定めるもののほか、会則又はこの施行規則の施行または本会の運営のため必要とする事項は、役員会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この施行規則は、会則施行の日から施行する。</p> | <p>8 項を 3 項に、<br/>9 項を 4 項に、<br/>10 項を 5 項に<br/>改める。</p> |
|---|--|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>[参考] 日吉台コミュニティ基金規約に定める資産</p> <p>1 基金に属する不動産 (1) 日吉台一丁目 14 番 6 号 宅地<br/>1,962.75 m<sup>2</sup><br/>(2) 日吉台一丁目 9 番 3 号 宅地 605.07 m<sup>2</sup><br/>(3) 日吉台一丁目 9 番 10 号 宅地 59.95 m<sup>2</sup></p> <p>2 基金に属する動産 (1) 日吉台共用施設維持管理基金残金及びその果実<br/>(2) 日吉台集会所建設基金残金及びその果実<br/>(3) 基金に属する財産の運用収益による積立金<br/>(4) 倉庫 (日吉台小学校グラウンド設置)</p> | <p>この施行規則は、令和 年 月 日一部を改正し、施行する。</p> <p>[参考] 日吉台コミュニティ基金解散後、残存する次の動産を自治連合会に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 倉庫 (日吉台小学校グラウンド設置)</p> | <p>不動産は、大津市へ無償譲渡し、平成 27 年 12 月 8 日に所有権移転登記が成された。</p> <p>基金動産 (預金) は、平成 31 年 4 月 23 日に 8 丁及び自治連合会に分割配分を完了した。</p> |
|--|--|---|